

## 23監査公表第17号

地方自治法第199条第12項の規定により、平成23年10月17日に福岡市長から行政監査の結果に対する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月24日

福岡市監査委員 おばた 久 弥  
 同 川 辺 敦 子  
 同 石 井 幸 充  
 同 大 松 健

### 1 監査報告と措置の件数

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号（別冊）公表）分  
 平成22年度行政監査（市立学校体育施設の市民への開放について）・・・3件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第6号（平成23年6月30日付 福岡市公報第5840号（別冊）公表）分

#### 1 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 各学校長が行う目的外使用許可について適切な事務処理を行うよう求めるもの（施設整備課関連）</p> <p>市立学校の校庭、講堂兼体育館等の一時的な使用で、使用料の徴収を伴わない場合の目的外使用許可については、福岡市教育委員会教育次長以下専決規程により、管理者である学校長の専決事項と定められている。福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱によると、学校長が校庭等の目的外使用を許可する場合、使用者から福岡市立学校校舎校庭使用許可申請書（以下「申請書」という。）を受理し、学校長が申請に基づいて使用の諾否を決定して決裁を行い、許可する場合はすみやかに使用者に許可書を交付し、教育委員会所管施設の目的外使用許可に係る調</p>	<p>校庭・講堂兼体育館等の一時的な使用については、福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱に基づき許可手続きを行うよう各学校に対し文書で通知し、周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成21年度から、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、学校施設の地域開放に係る検討ワーキング会議及び関係課長会議において、学校施設開放のあり方について、根本的な見直しをすすめている。</p>

<p>整業務を所管する施設整備課に，許可した内容を文書で通知しなければならない。さらに福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則では，決裁処理された申請書は，公文書として5年間保存しなければならない，と定められている。</p> <p>また施設整備課は，制度が適切に運用されるよう，各学校を指導することが求められている。</p> <p>しかしながら，小学校，中学校及び特別支援学校が行った平成21年度及び同22年度の目的外使用許可に係る事務処理において，教職員が事務処理を十分理解しておらず，以下のような不適切な事例が見受けられた。各学校において適切な事務処理が行われるよう，業務所管課は，学校に対して研修や指導等を行われない。</p> <p>(ア) 文書による許可手続きを行わないままの使用</p> <p>申請書の提出がなく，文書による許可手続きを行わないまま，特定の団体に継続的に体育館又は校庭を無料で使用させている学校があった。</p>	
<p>(イ) 公文書である申請書の廃棄，紛失</p> <p>公文書である平成21年度分の申請書を廃棄又は紛失している学校があった。</p>	<p>文書保存については，福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則に基づき公文書として5年間保存を行うよう各学校に対し文書で通知し，周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 使用許可の決裁</p> <p>多くの学校において，受理した申請書について，無料で使用許可について権限を有する学校長の決裁を受けないまま，教頭が許可書を交付し，使用させていた。</p>	<p>使用料の徴収を伴わない場合の目的外使用許可については，福岡市教育委員会教育次長以下専決規程に基づき，管理者である学校長の決裁を受けるよう各学校に対し文書で通知し，周知徹底を図った。</p>